

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	漁 業 振 興 課
・保安林の指定施業要件の変更（2件）	林 政 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・急傾斜地崩壊危険区域の指定及び廃止	砂 防 課
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
・一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	所管課（室）名
・地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・測量の実施	建 設 企 画 課
・測量の終了	"
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（2件）	砂 防 課
・一般競争入札の実施	物 品 管 理 室

告 示

長崎県告示第41号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年1月24日

長崎県知事 中村 法道

加入区

長崎市新三重加入区

長崎県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
五島市籠淵町1294のイ、1295の1、1295の2から1295の8まで、1295の12から1295の15まで、1295の19、1296の第3、1297のイ、堤町2692の1（次の図に示す部分に限る。）、2692の3、2692の13、吉田町3614の1（次の図に示す部分に限る。）、3614の91、3614の94
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 令和2年1月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 対馬市峰町木坂字タカイノ口246の1、字カナクエ276の1
- 2 保安林として指定された目的
 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 令和2年1月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 佐世保鹿町線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市小佐々町岳ノ木場400番1地先から 佐世保市小佐々町岳ノ木場586番18地先まで	前	7.9~25.1	467.5	
	後	9.4~29.3	461.5	

長崎県告示第45号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 なお、昭和45年長崎県告示454号で指定した西ノ浜地区急傾斜地崩壊危険区域は廃止する。
 関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部において縦覧に供する。
 令和2年1月24日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称		西ノ浜	
市町名	大字	字	地番
所在地	佐世保市	相浦町	1616番 1、1616番 2、1617番 1、1617番 2、1618番 1、1618番 2、1618番 3、1618番 4、1619番 2、1628番、1629番、1630番 1、1630番 2、1630番 3、1630番 4、1631番、1632番、1633番、1634番、1635番、1640番、1644番、1645番、1646番、1647番、1648番、1649番、1656番、1658番、1659番、1660番、1661番、1663番、1664番、1665番、1666番、1667番、1668番、1669番、1670番、1671番、1672番、1673番、1674番、1675番、1676番、1677番、1678番、1679番、1680番、1681番 1、1682番、1683番、1684番、1685番、1686番、1687番、1688番 1、1688番 2、1688番 3、1688番 4、1688番 5、1688番 6、1688番 7、1688番 8、1688番 9、1688番10、1688番11、1688番12、1688番13、1689番、1690番、1691番 1、1691番 2、1691番 3、1691番 4、1692番、1693番、1694番、1695番、1696番 1、1696番 2、1697番 1、1697番 2、1697番 3、1697番 4、1699番 1、1699番 2、1700番 1、1700番 2、1700番 3、1700番 4、1700番 5、1701番、1702番、1703番 1、1703番 2、1705番、1707番 1、1707番 2、1707番 3、1707番 4、1707番 5、1707番 6、1707番 7、1707番 8、1707番 9、1707番10、1707番11、1708番、1709番 1、1709番 2、1709番 3、1709番 4、1709番 5、1709番 6、1709番 7、1709番 8、1709番 9、1709番10、1710番、1711番、1712番、1713番、1714番、1717番 1、1717番 2、1717番 3、1718番、1719番 1、1719番 2、1719番 3、1720番 1、1720番 2、1721番、1721番 1、1721番 2、1722番 1、1722番 2、1722番 3、1722番 4、1722番 5、1722番 6、1722番 7、1723番、1724番 1、1724番 2、1725番 1、1725番 2、1725番 3、1725番 4、1725番 5、1726番 6、1725番 7、1725番 8、1725番 9、1725番 11、1727番 2、1727番 3、1727番 4、1727番 5、1728番 1、1729番 1、1729番 2、1730番 1、1730番 2、1730番 3、1730番 5、1730番 6、1730番 7、1730番 8、1730番 9、1730番10、1730番11、1730番12、1730番13、1730番14、1730番15、1730番16、1730番17、1730番18、1730番19、1730番20、1730番21、1730番22、1730番23、1730番24、1730番25、1731番、1732番、1733番、1734番 2、1735番 3、1735番 4、1735番 5、1742番、1744番、1744番 1、1746番、1747番 1、1747番 2、1747番 3、1747番 4、1748番 1 の一部、1748番 2、1749番、1753番、1754番 1、1754番 2、1754番 3、1754番 4、1755番 1 の一部、1755番 2、1755番 4 の一部、1755番 5 の一部、1756番 1、1756番 2、1756番 3、1756番 4、1756番 5、1757番 1、1757番 2、1757番 3、1757番 5、1757番 6、1758番 1、1758番 2、1760番 1 の一部、1760番 2、1760番 3 の一部、1763番 1、1763番 2、1764番、1765番、1766番 1、1766番 2、1766番 3、1767番 3 の一部、1781番の一部、1782番の一部、1783番の一部、1784番 1、1784番 2、1784番 3、1785番、1786番、1787番、1788番、1789番、1790番、1791番、1793番、1794番 1、1794番 2、1794番 3、1796番、1797番 1、1797番 2、1798番、1799番、1800番、1801番、1801番 1、1802番、1803番、1804番、1805番、1806番、1807番、1810番、1814番、1815番、1816番、1817番、1818番、1819番、1832番
		棚方町	510番の一部、511番 1 の一部

長崎県告示第46号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和2年1月15日から適用する。ただし、58の2の項のうち「五島市福江町1-1五島市役所内売店」の改正規定は令和2年4月1日から適用する。

令和2年1月24日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び 代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名	NO	氏名 (名称及び 代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名
58 の 2	株式会社 の ドゥイング 代表取締役 道津 吉章	南松浦郡 新上五島 町青方郷 2282番地	五島市中央 町2-1 ポプラ中央 店	五島市	58 の 2	削除			
			五島市福江 町1-1 五島市役所 内売店	五島市					

長崎県告示第47号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年1月24日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

2 入札第1号 全世帯広報誌【単価契約】 約503,500部／1回×12回発行

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和2年2月10日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届(様式第2号)

キ 口座振替申込書(様式第3号)

ク 取扱品目明細書(様式第4号)

ケ 代理店、特約店等の契約明細書(様式第5号)

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書(様式第9号)

サ 指名停止の報告に係る誓約書(様式第10号)

シ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。)に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第11号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(カ)から(サ)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査をした。

令和2年1月24日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
平戸市	平成28年度から令和元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 明の川内A	令和2年1月14日
平戸市	平成28年度から令和元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 明の川内B	令和2年1月14日
平戸市	平成29年度から令和元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 紐差A-2等2単位区域	令和2年1月14日
平戸市	平成28年度から令和元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 大久保第7-2等2単位区域	令和2年1月14日
平戸市	平成29年度から令和元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 深川B	令和2年1月14日
南島原市	平成30年度から令和元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 下宮原第2	令和2年1月14日
南島原市	平成30年度から令和元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 棚石	令和2年1月14日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎市長から公共測量（MMS撮影、レーザ測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年1月24日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市の一部	令和元年10月29日から 令和2年3月13日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島市長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年1月24日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
五島市 池田町地内	令和元年12月20日

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和2年1月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧期間 令和2年1月24日から令和2年2月6日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 対馬振興局建設部河港課、対馬市役所上対馬振興部地域振興課・上県行政サービスセンター
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 対馬市上対馬町の一部
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - (2) 対馬市上県町の一部
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - (3) 対馬市巖原町の一部
急傾斜地の崩壊
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき対馬市長に意見聴取を求める際に添付する。

(4) 提出先

〒817-8520 対馬市巖原町宮谷224
対馬振興局建設部河港課

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和2年1月24日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧期間 令和2年1月25日から令和2年2月7日まで（土日祝日を除く勤務時間内）

2 縦覧場所 対馬振興局建設部河港課、対馬市役所上対馬振興部地域振興課

3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類

(1) 対馬市上対馬町の一部

急傾斜地の崩壊及び土石流

4 意見書の提出

(1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

(2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。

(3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき対馬市長に意見聴取を求める際に添付する。

(4) 提出先

〒817-8520 対馬市巖原町宮谷224
対馬振興局建設部河港課

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年1月24日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

2入札第1号 全世帯広報誌【単価契約】 約503,500部／1回×12回発行

(2) 購入物品の特質等

仕様書のとおり

(3) 契約期間及び納入期間

契約期間：契約締結日から令和3年3月31日

納入期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日

(4) 納入場所及び条件

仕様書のとおり

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1
（電話）095-895-2884
（提出期限）令和2年2月10日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1
（名称）長崎県出納局物品管理室
（電話）095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室
（提出期限）令和2年3月5日 17時00分

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁行政棟1階入札室
（期日）令和2年3月6日 10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）
（受領期限）令和2年3月5日 17時00分（必着）

（提出先）長崎県出納局物品管理室
（その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をいう。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する可能性がある。この場合、調達手続が停止される可能性がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Publication(12times a year):All households public relations magazine
Number of copies : approximately 503,500
- (2) Delivery period:
From April 1, 2020 to March 31, 2021
- (3) Delivery place:
Nagasaki Prefectural Government Public Relations Division a total of 50 locations
- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. March 5, 2020
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. March 6, 2020
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト